

# 圧縮空気、炭酸ガス、窒素等の販売に係る 高压ガス保安法上の手続き

新潟市消防局 危険物保安課保安係

高压ガスの販売等は、高压ガス保安法の規制を受けます。

ここでは、可燃性も毒性もない次のようなガスについて説明します。

- 圧縮空気（スキューバダイビング等）
- 炭酸ガス（ビールサーバー等）      ○窒素      ○アルゴン等

これらの高压ガスを販売する者は、以下について確認し必要な手続を行ってください。

## 1 必要な手続き

- 販売する場合 ······ 「高压ガス販売事業届」
- 販売するガスを貯蔵する場合 ······ 「販売高压ガス貯蔵届書」

## 2 各種届出の詳細

### （1）高压ガス販売事業届

ア 届出が必要な場合 ··· 高压ガスの販売事業を行う場合

※次の場合は届出不要

（ア） 第1種製造者であって、その製造をした高压ガスをその事業所において販売するとき。

（イ） 次に掲げる高压ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積5m<sup>3</sup>未満の販売所において販売するとき。

- a 医療用の高压ガス（液化酸素（在宅酸素療法用として販売するときに限る。）を除く。）
- b 内容積が300ml以下の容器内における高压ガスであって、温度35度において圧力20Mpa以下のもの
- c 消火器内における高压ガス
- d 内容積1.2l以下の容器内における液化フルオロカーボン
- e 自動車又はその部品内における高压ガス（経済産業大臣が定めるものを除く。）
- f 経済産業大臣が定める緩衝装置内における高压ガス（eに掲げるものを除く。）

イ 届出様式

高压ガス販売事業届書（4ページ）

◇添付書類

○販売計画書（5ページ）

※6ページの記入例を参考にしてください。

○販売の方法に係る技術上の基準（7ページ）

※8ページの記入例を参考にしてください。

○販売所の位置を示した図面

※住宅地図等を添付してください。

○高圧ガス引渡先の保安状況を明記した台帳

※下表の事項を記載するものとし、様式は任意です。全国高圧ガス溶材組合連合会が作成した様式や9、10ページ等を参考に作成してください。

帳簿名	記載すべき事項
高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳	1 引渡先の名称及び所在地 2 当該引渡先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましいです。）の氏名 3 (ア) 直接消費者に販売する者にあっては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等 (イ) 消費者に直接販売しない販売業者にあっては、販売先の販売業者の届出年月日

○高圧ガスを容器により授受した場合の容器授受簿

※下表の事項を記載するものとし、様式は任意です。11ページを参考に作成してください。

帳簿名	記載すべき事項
高圧ガスを容器により授受した場合の帳簿	1 充てん容器の記号及び番号 2 充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充てん質量） 3 授受先 4 授受年月日

## （2）販売高圧ガス貯蔵届

ア 届出が必要な場合・・・販売事業を行うために、高圧ガス（容器）を貯蔵する場合

※貯蔵量の合計が圧縮ガス300m<sup>3</sup>（液化ガスの場合は3,000kg）以上となる場合は、第二種貯蔵所設置届が必要となりますので別途お問い合わせください。

イ 届出様式

販売高圧ガス貯蔵届書（12ページ）

◇添付書類

○貯蔵の方法に係る技術上の基準（13ページ上表）

○貯蔵するガスの種類及び貯蔵量（13ページ下表）

※14ページの記入例を参考にしてください。貯蔵量の欄には、貯蔵を予定している最大の量を記載してください。

○貯蔵場所の構造を示す図面

※充てん容器の置き場所と、残ガス容器（客先で使用後の容器）の置き場所の区分を明示してください。

○貯蔵場所の付近の状況を示す図面

※販売事務所との位置関係を示してください。

一般則様式第21(第37条関係)

液石則様式第21(第38条関係)

冷凍則様式第13(第26条関係)

高圧ガス販売事業届書	一般	× 整理番号	
	液石	× 受理年月日	年 月 日
名 称 (販売所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
販 売 所 所 在 地			
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

新潟市消防長 殿

備 考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

販売計画書

1 販売の目的

2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充てん容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充てん容器等を運搬せずに販売する

3 容器置場の有無（○で囲む）

有 無

4 販売するガスの種類

ガスの区分	容器置場に貯蔵するガスの種類	容器置場に貯蔵しないガスの種類
特殊高圧ガス		
可燃性毒性ガス		
可燃性ガス		
毒性ガス		
酸素		
液化石油ガス		
その他のガス		

備考1 混合ガスについては、該当するガスの区分の欄に記入し、混合比率を記載すること。

## 販売計画書

記入例

## 1 販売の目的

- ・スキューバダイビング呼吸用の空気を販売するため
- ・飲食店にビールサーバー用の炭酸ガスを販売するため
- ・食料品工場に窒素ガスを供給するため

## 2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する  
 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充てん容器等を運搬して販売する  
 容器置場を設置せず、直接充てん容器等を運搬せずに販売する

## 3 容器置場の有無（○で囲む）

有 無

## 4 販売するガスの種類

ガスの区分	容器置場に貯蔵するガスの種類	容器置場に貯蔵しないガスの種類
特殊高圧ガス		
可燃性毒性ガス		
可燃性ガス		
毒性ガス		
酸素		
液化石油ガス		
その他のガス	圧縮空気 炭酸ガス 液化窒素ガス	

備考1 混合ガスについては、該当するガスの区分の欄に記入し、混合比率を記載すること。

## 販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

規則		項目	申請内容
一般	液石		
40条 1号	41条 1号	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	
2号	2号	充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。	
3号	3号	充てん容器等の引渡しは、充てん期限を6か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。	
5号	5号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、配管の気密試験のための設備を備えること。	
4号	4号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、消費のための設備について、次に掲げる基準に適合することを確認すること。	
イ	イ	充てん容器等（内容積20ℓ以上に限る。以下同じ。）は、2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。 ※ただし、告示で定める場合に限り、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした高圧ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。	
ロ	ロ	充てん容器等には腐食防止措置を講ずること。	
ハ	ハ	充てん容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。	
ニ	ニ	充てん容器等（内容積5ℓ以下を除く）には転落転倒防止措置を講ずること。	
ホ	圧縮天然ガス	充てん容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 高圧側：容器耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験 及び 耐圧試験圧力の60%以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 調整圧力：2.3kPa～3.3kPa 閉そく圧力：4.2kPa以下 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 容器～調整器：容器耐圧試験圧力以上 調整器～閉止弁：0.8MPa以上（30cm未満のものは0.2MPa以上）	
ヘ		硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。	
ト		調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後4.2kPa以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。	
チ		充てん容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 充てん容器等～閉止弁：2.6MPa以上の耐圧試験 及び 1.6MPa以上の圧力で行う気密試験に合格すること。	
ハ	液化石油ガス	配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 充てん容器等～調整器：2.6MPa以上 調整器～閉止弁：0.8MPa以上 ※調整器に接続する長さ30cm（屋外に設置した風呂がまに用いるものは2m）未満の配管については、0.2MPa以上	
ト		硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いること。	

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

# 販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

記入例

規則	項目	申請内容
一般 液石		
40条 1号	41条 1号	高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。 別紙のとおり、台帳を備え記録する
2号	2号	充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。 基準どおり遵守する
3号	3号	充てん容器等の引渡しは、充てん期限を6か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。 該当なし
5号	5号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、配管の気密試験のための設備を備えること。 該当なし
4号	4号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、消費のための設備について、次に掲げる基準に適合することを確認すること。 該当なし
イ	イ	充てん容器等（内容積20ℓ以上に限る。以下同じ。）は、2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。 ※ただし、告示で定める場合に限り、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした高压ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。 該当なし
ロ	ロ	充てん容器等には腐食防止措置を講ずること。 該当なし
ハ	ハ	充てん容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。 該当なし
二	二	充てん容器等（内容積5ℓ以下を除く）には転落転倒防止措置を講ずること。 該当なし
ホ	圧縮天然ガス	充てん容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 高压側：容器耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験 及び 耐圧試験圧力の60%以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 該当なし
ヘ	圧縮天然ガス	調整圧力：2.3 kPa～3.3 kPa 閉そく圧力：4.2 kPa 以下 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 容器～調整器：容器耐圧試験圧力以上 調整器～閉止弁：0.8 MPa 以上 (30cm未満のものは0.2 MPa 以上) 該当なし
ト	圧縮天然ガス	硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。 該当なし
チ	ホース	調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後4.2 kPa以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。 該当なし
ホ	ホース	充てん容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 充てん容器等～閉止弁：2.6 MPa以上の耐圧試験 及び 1.6 MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 該当なし
ヘ	液化石油ガス	配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 充てん容器等～調整器：2.6 MPa以上 調整器～閉止弁：0.8 MPa以上 ※調整器に接続する長さ30cm(屋外に設置した風呂がまに用いるものは2m)未満の配管については、0.2 MPa以上 該当なし
ト	ト	硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いること。 該当なし

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

# 一般高圧ガス引渡先保安台帳

No. ....

担当保安責任者（販売主任者）

引 渡 先	名 称										
	所 在 地					(Tel. )					
	消費・引渡先										
直 接 の 消 費 者	取扱責任者										
	ガスの種類					消費の方法・使用の状態等				その他の消費方法 又は消費の目的	
						单 瓶	配 管				
						单瓶の集合	結 束 瓶	移動式液瓶	固定式液瓶		
販 売 業 者	摘要										
販 売 業 者	販売事業届出（許可）		年 月 日			第 号					
	販 売 主 任 者										
	ガスの区分		特 殊		毒 性		可燃性		可燃性・毒性		
	引渡すガスの種類										
	ガスの区分		酸 素		液 化 石 油		第一種		そ の 他		
	引渡すガスの種類										
	容 器 置 場	面 積									
		完 成 檢 查									
		略図は別添のとおり									
	摘要										

注) この台帳は、一般高圧ガス保安規則第40条第1号等に基づき販売事業者が作成し、取引の継続中は保管しなければならない。

年 月 日	保 安 記 錄
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	
· ·	

## 容器授受簿

販売責任者	担当者

平成 年度

販売責任者氏名

※最新の情報を記載した日から2年間保存すること

販売高压ガス貯蔵届書

年 月 日

(宛先) 新潟市消防長

届出者

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり販売する高压ガスを貯蔵したいので、届け出ます。

名称 (販売所の名称を含む。)	
事務所(本社)所在地	電話番号
販売所所在地	電話番号
貯蔵場所所在地	電話番号
貯蔵する高压ガスの種類	
※受付欄	※経過欄

添付書類

- 1 高压ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
  - 2 貯蔵場所の構造を示す図面
  - 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面
- 注 ※印の欄は、記載しないでください。

## 別記様式第11号（第48条関係）

## 貯蔵の方法に係る技術上の基準

一般則	液石則	項目	申請内容
18条 2号	19条 2号	容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	ロ	可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所であること。	
ハ		シアノ化水素は、1日に1回以上当該ガス漏えいのないことを確認すること。	
ニ		シアノ化水素は、容器に充てんした後60日を越えないものを作ること。 ※ ただし、純度98%以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。	
ホ	イ	船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 ※ ただし、法第16条第1項の許可を受けた場合、法第17条の2第1項の届出を行つた場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。	
ヘ		一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高压ガスの貯蔵に使用しないこと。	
6条 2項 8号	6条 2項 7号	容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	イ	充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ロ		可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ハ	ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
ニ	ハ	容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。 ※ ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	
ホ	ニ	充てん容器等は、常に温度40°C（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと。	
ヘ	ホ	充てん容器等（内容積が5L以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
ト	ヘ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	

## 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
	m <sup>3</sup> kg	本	m <sup>3</sup> kg
	m <sup>3</sup> kg	本	m <sup>3</sup> kg
	m <sup>3</sup> kg	本	m <sup>3</sup> kg
最大貯蔵量（合計）		本	m <sup>3</sup> kg

## 貯蔵の方法に係る技術上の基準

一般則	液石則	項目	申請内容
18条 2号	19条 2号	容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	口	可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所であること。	基準どおり遵守する
ハ		シアノ化水素は、1日に1回以上当該ガス漏えいのないことを確認すること。	該当なし
ニ		シアノ化水素は、容器に充てんした後60日を越えないものを作ること。 ※ ただし、純度98%以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。	該当なし
ホ	イ	船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 ※ ただし、法第16条第1項の許可を受けた場合、法第17条の2第1項の届出を行つた場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。	車両等では貯蔵しない
ヘ		一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	使用しない
6条 2項 8号	6条 2項 7号	容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	イ	充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	区分する
ロ		可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	該当なし
ハ	ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	必要な物以外置かない
ニ	ハ	容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。 ※ ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	該当なし
ホ	ニ	充てん容器等は、常に温度40°C（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと。	屋根を設ける
ヘ	ホ	充てん容器等（内容積が5L以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	チェーンをかける
ト	ヘ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	該当なし

## 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
炭酸ガス	7 m <sup>3</sup> kg	10 本	70 m <sup>3</sup> kg
	m <sup>3</sup> kg	本	m <sup>3</sup> kg
	m <sup>3</sup> kg	本	m <sup>3</sup> kg
最大貯蔵量（合計）		10 本	70 m <sup>3</sup> kg